

京都市告示第393号

京都市山科中央老人福祉センターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市老人福祉センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市山科中央老人福祉センターの臨時開所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年10月27日

京都市長 門川大作

1 臨時開所する日

令和5年11月5日（日）

2 臨時開所する理由

令和5年度 山科中央老人福祉センター 成果発表作品展示会を実施するため

（京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）